

優先受付について

国際的、全国的、全都的なスポーツ大会やイベントを実施するときは、優先的にご利用申込ができます。お申込みに際しては、事前に事業計画書を提出していただき、優先受付対象の可否・重複した対象事業との調整等を実施の上、決定させていただきます。

◆優先受付の対象

- ① 都又は都教育委員会が主催又は共催し、スポーツ振興に寄与すると認められる事業に使用するとき。
- ② 都又は都教育委員会が主催、共催又は後援する公益性の高い事業に使用するとき。
- ③ 官公署又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援する公益性の高い大規模な行事等に使用するとき。
- ④ 「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」が世界大会、全国大会、全都大会等で実績のある競技会に使用するとき。
- ⑤ 世界的又は全国的なレベルのスポーツ団体等（プロスポーツを含む。）が、世界的又は全国的な競技会に使用する場合で、国際親善のほかスポーツの振興に寄与すると認められるとき。（世界的又は全国的な競技会については、必要な時点で調整し、決定する。）
- ⑥ スポーツ団体及びその他の団体が行う学術・文化活動で、参加者（観客を含む。）が広範かつ大規模なものに使用するとき。
- ⑦ 指定管理者が自らスポーツ振興事業、自主事業及び周辺連携事業に使用するとき。
- ⑧ その他、利用者サービス上必要とするスポーツ大会等に使用するとき。

※④に掲げる「知事が認めるアマチュアスポーツ団体」の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- ① 日本スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
- ② 東京都体育協会及びこれに加盟する競技団体
- ③ 日本障がい者スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
- ④ 東京都障害者スポーツ協会及びこれに加盟する競技団体
- ⑤ 日本レクリエーション協会及びこれに加盟する団体並びに東京都レクリエーション協会及びこれに加盟している団体であって身体的活動を伴うレクリエーション団体
- ⑥ 全都的又は全国的な組織を有する各種スポーツ・レクリエーション団体（都又は都教育委員会が後援するもの）
- ⑦ 日本アメリカンフットボール協会及びこれに加盟する競技団体
- ⑧ 一般社団法人全国高等専門学校連合会及びこれに加盟する競技団体
- ⑨ 新日本スポーツ連盟及び新日本スポーツ連盟東京都連盟
- ⑩ 関東児童自立支援施設少年卓球大会及び東京都児童福祉施設競技大会
- ⑪ 東京都高等学校野球連盟